建設常任委員会 審査順序

○　付託議案等について

議案第 85 号　令和２年度八戸市一般会計補正予算

〇歳出

款	項	摘　　要
第１条の歳出中 ２款　総務費 ８款　土木費	１項　総務管理費 全部	３目24節都市緑化基金積立金

議案第 104 号　八戸市附属機関設置条例の一部を改正する条例の制定について
議案第 105 号　八戸都市計画事業八戸駅西土地区画整理事業施行規程の一部を改正する条例の制定について
議案第 106 号　八戸市地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の一部を改正する条例の制定について
議案第 109 号　指定ごみ袋の買入れについて
議案第 110 号　公有水面の埋立てに係る意見について

［建設協議会］
○　所管事項の報告について
１　令和元年台風第19号により発生した石巻市の災害廃棄物の受入れについて
２　八戸市一般廃棄物最終処分場被覆施設移設工事請負契約の締結について
３　新大橋撤去工事（その６）請負契約の締結について
４　新大橋整備工事（その２）請負契約の締結について

建設常任委員会資料
令和２年６月 10 日
都市整備部建築指導課

議案第 106 号

八戸市地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の一部を改正する条例の制定について

１．改正理由

八戸ハイテクパーク地区計画区域内における建築を制限する建築物から幼保連携型認定こども園を除外するとともに、地区整備計画区域内における一の敷地とみなす場合の建築物の構造に関する制限を緩和し、その他規定の整備をするもの。

２．改正の主な内容

・別表第２の八戸ハイテクパーク地区整備計画区域の建築してはならない建築物から幼保連携型認定こども園を除外する規定を設ける。

・本則に第７条の２として、一の敷地とみなすこと等による制限の緩和に係る規定を設ける。

３．施行年月日

公布の日から施行する。

八戸ハイテクパーク地区計画

決定：平成７年４月26日　八戸市告示第116号
変更：令和２年５月12日　八戸市告示第188号
※赤字は条例改正に係る箇所を示す。

<table>
<tr><td colspan="3">名称</td><td>八戸ハイテクパーク地区計画</td></tr>
<tr><td colspan="3">位置</td><td>八戸市北インター工業団地一丁目、北インター工業団地六丁目の各一部</td></tr>
<tr><td colspan="3">区域</td><td>計画図表示のとおり</td></tr>
<tr><td colspan="3">面積</td><td>約 25.4ha</td></tr>
<tr><td rowspan="4">区域の整備・開発及び保全の方針</td><td colspan="2">地区計画の目標</td><td>本地区は、八戸市の中心部より北西 7km の内陸部に位置し、国道 45 号及び八戸自動車道八戸北インターチェンジに隣接した交通の利便な地区である。
基礎素材型産業に特化していた当市の産業構造を、内陸型工業用地の造成により、高度技術開発施設、先端技術産業施設を誘導集積し、多層化するものである。
そこで、工業施設の集積地区として適正かつ合理的な土地利用を図り、緑豊かな周辺環境と調和した、優れた環境を形成し保持することを目標とする。</td></tr>
<tr><td colspan="2">土地利用の方針</td><td>技術開発・生産活動施設の操業環境の維持・保全及び危険性や、環境を悪化させるおそれのある工場を排除し周辺環境への影響に配慮した秩序ある土地利用を誘導し、良好な環境を持った工業施設集積地区の形成を図る。</td></tr>
<tr><td colspan="2">地区施設の整備の方針</td><td>本地区において地区施設は、工業施設集積地区と一体として整備されており、公園・緑道は就労者及び外来者の快適空間として、区画道路は幹線道路と各街区とのネットワークとして、それぞれ地区施設の機能を損なわないように維持・保全を図る。</td></tr>
<tr><td colspan="2">建築物等の整備の方針</td><td>地区計画の目標及び土地利用の方針に基づいて、良好な工業生産環境を創出し保持するため、建築物の用途の制限、壁面の位置の制限、建築物の意匠の制限、かき又は柵の構造の制限を定める。また、敷地内には極力植栽を行い地区の緑化に努めるものとする。</td></tr>
<tr><td rowspan="5">地区整備計画</td><td colspan="2">地区施設の配置及び規模</td><td>区画道路　幅員１２ｍ　総延長９５０ｍ　緑道　幅員６ｍ　総延長２００ｍ
公　　園　１ヶ所　　面積０.６０ha</td></tr>
<tr><td rowspan="4">建築物に関する事項</td><td>建築物の用途の制限</td><td>当地区においては、次に掲げる建築物は建築してはならない。ただし、市長が工業の利便又は公益上必要な建築物で用途上やむを得ないと認めたものは除く。
(1)住宅、共同住宅、寄宿舎又は下宿
(2)老人ホーム、~~身体障害者~~福祉ホームその他これらに類するもの
(3)物品販売業を営む店舗又は飲食店
(4)図書館、博物館その他これらに類するもの
(5)ボーリング場、スケート場、水泳場その他これらに類する運動施設
(6)マージャン屋、ぱちんこ屋、射的場、勝馬投票券発売所、場外車券売場その他これらに類するもの
(7)ホテル又は旅館
(8)キャバレー、料理店、ナイトクラブ、ダンスホールその他これらに類するもの
(9)劇場、映画館、演芸場又は観覧場
(10)学校（幼保連携型認定こども園を除く。）
(11)病院
(12)騒音、振動等により環境の悪化をもたらすおそれのある工場</td></tr>
<tr><td>建築物の壁面の位置の制限</td><td>敷地境界線から建築物の外壁までの距離の最低限度は、次のとおりとする。
イ．敷地面積が９千㎡以上の場合、道路（幅員 12m 未満の道路及び緑道を除く。）境界線から 10m、その他の境界線から 5m。
ロ．敷地面積が９千㎡未満の場合、道路（幅員 12m 未満の道路及び緑道を除く。）境界線から 4m、その他の境界線から 2m。</td></tr>
<tr><td>建築物の形態又は意匠の制限</td><td>建築物等の形態及び意匠については、周囲の自然環境、景観と調和するよう計画するものとする。</td></tr>
<tr><td>かき又はさくの構造の制限</td><td>門、門扉及び塀等（以下塀等）の施設を設置する場合は、次のとおりとする。
イ．塀等は、生け垣及び鉄柵等の見通しの得られる材料とし、構造及び色彩については、周囲の景観との調和を考慮する。
ロ．塀等は、敷地面積が９千㎡以上の場合、道路（幅員 12m 未満の道路及び緑道を除く。）境界線から 5m、敷地面積が９千㎡未満の場合、道路（幅員 12m 未満の道路及び緑道を除く。）境界線から 2m 以上後退させ、道路からの景観を考慮する。
ハ．塀等の高さは、1.8m を超えないものとする。</td></tr>
</table>

「区域、地区施設の配置の概要は裏面のとおり」

案 内 図

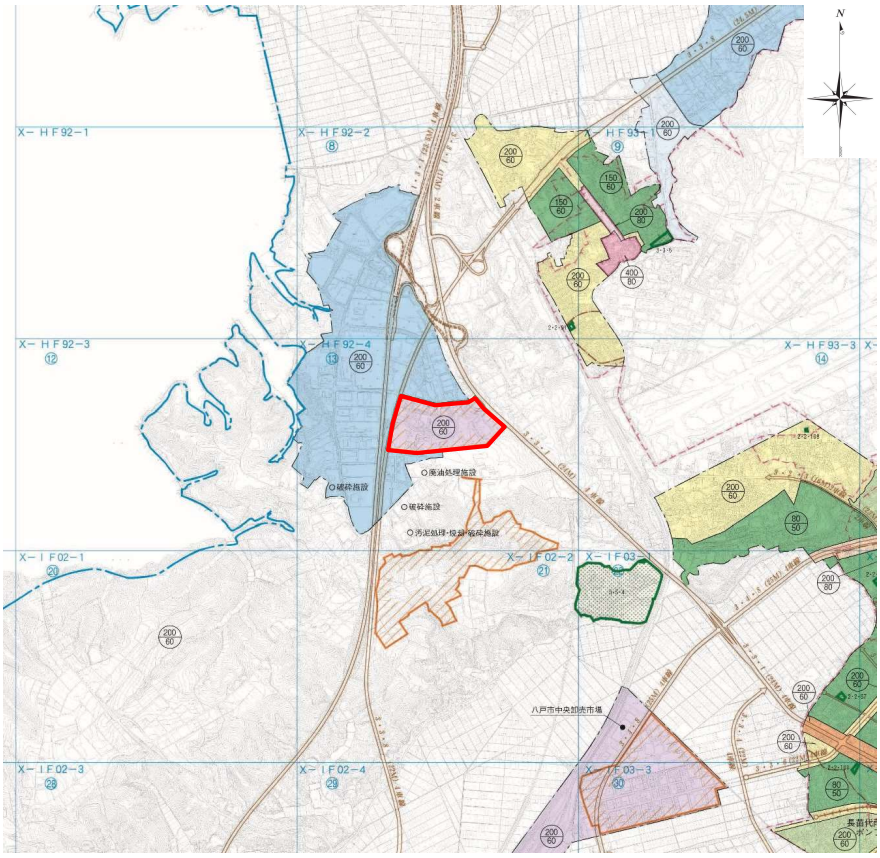
X－ＨＦ92－1
X－ＨＦ92－2
ＨＦ93－1
X－ＨＦ92－3
X－ＨＦ92－4
X－ＨＦ93－3
廃油処理施設
破砕施設
破砕施設
汚泥処理・焼却・破砕施設
X－ＩＦ02－1
X－ＩＦ02－2
X－ＩＦ03－
八戸市中央卸売市場
X－ＩＦ02－3
X－ＩＦ02－4
X－ＩＦ03－3

区 域 図

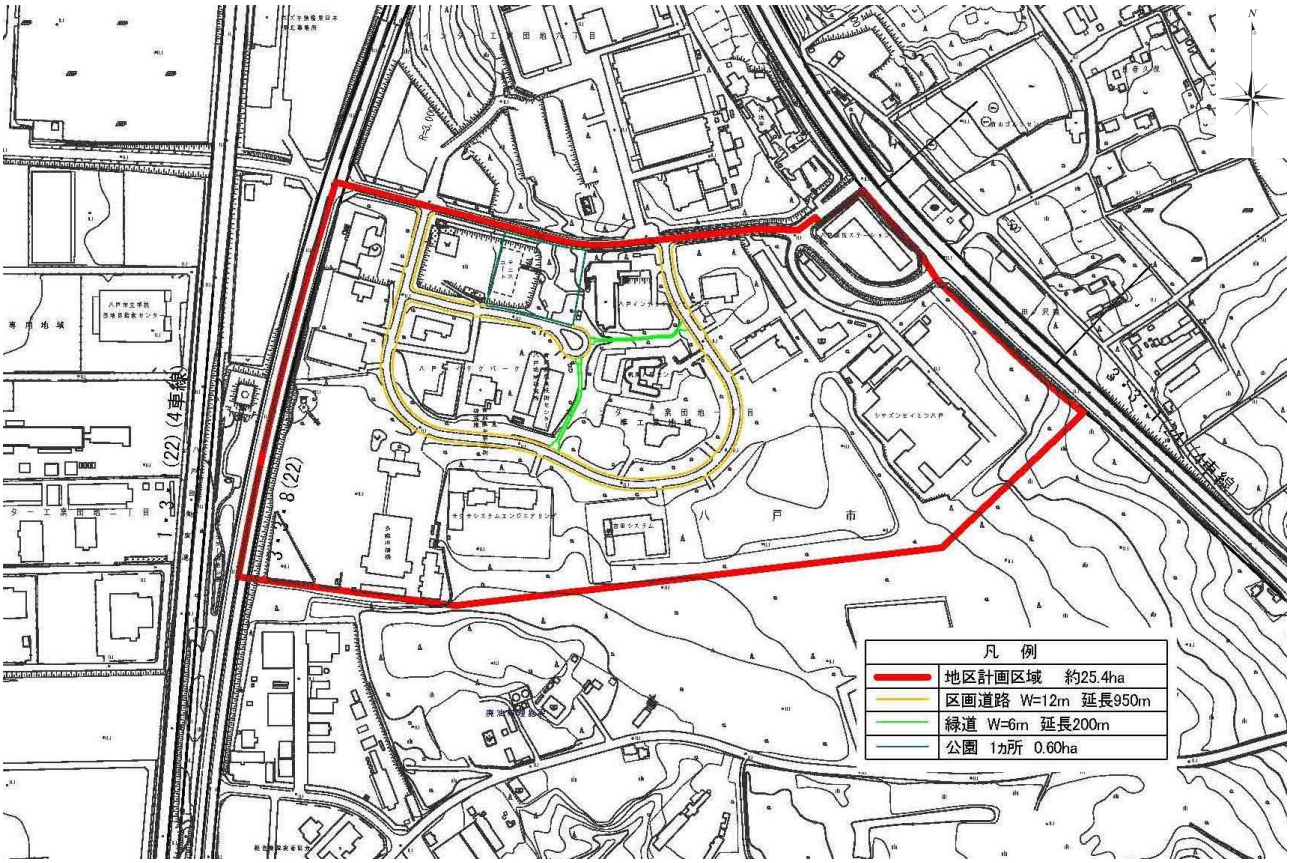
専用地域
(22)(4車線)
8(22)
八戸市
凡 例
地区計画区域 約25.4ha
区画道路 W=12m 延長950m
緑道 W=6m 延長200m
公園 1カ所 0.60ha

一の敷地とみなすこと等による制限の緩和の例

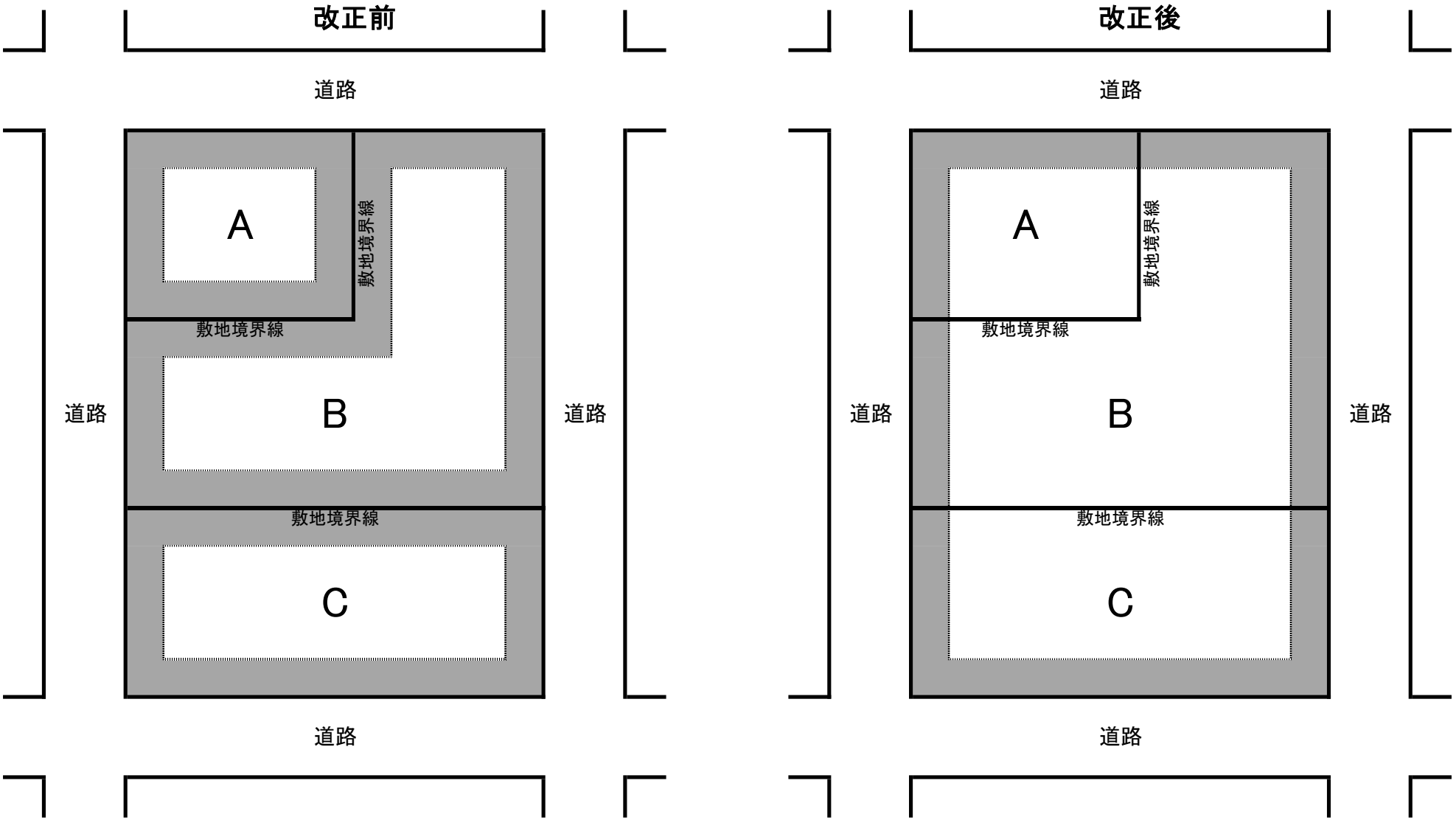

・・・条例第５条（壁面の位置の制限）により建築できない範囲を示す

・・・条例第５条の２（隣地斜線の制限）高さの制限が発生する範囲を示す

建設協議会資料
令和２年６月 10 日
環境部環境保全課

令和元年台風第 19 号により発生した石巻市の災害廃棄物の受入れについて

１　概要

令和元年 10 月の台風第 19 号により被災した石巻市からの災害廃棄物の処理の応援要請により受け入れたものである。

２　処理の内容

(1) 災害廃棄物

廃棄物の種類	数量（推計）
浸水した稲わら	3,000 t

(2) 処理事業者

八戸セメント株式会社

(3) 処理方法

焼成（セメント原料化）

(4) 処理期間

令和２年６月１日～令和３年３月 31 日（予定）

(5) 運搬の方法

車両による陸送

建 設 協 議 会 資 料
令和２年６月 10 日
環境部 清掃事務所

八戸市一般廃棄物最終処分場被覆施設移設工事請負契約の締結について

１．工 事 名 称

八戸市一般廃棄物最終処分場被覆施設移設工事

２．工 事 場 所

八戸市大字櫛引字湯ノ沢２番６

３．工 事 概 要

（１）屋根移設工事
（２）電気設備移設工事
（３）機械設備移設工事
（４）監視モニタリングシステム移設工事

４．契 約 期 間

契約締結の翌日から 360 日間

５．契　約　額

137,610,000 円

６．契　約　者

八戸市類家四丁目２番 26 号

株式会社石上建設

代表取締役　岩　渕　　仁

建設協議会資料
令和２年６月10日
建設部道路建設課

新大橋撤去工事（その６）請負契約の締結について

１．工　　事　　名　　新大橋撤去工事（その６）

２．工　事　場　所　　八戸市大字河原木　地内

３．工　事　概　要　　橋脚撤去工　　N=1基
　　仮設工　　1式

４．工　事　期　間　　契約締結の翌日から令和３年３月31日まで

５．契　　約　　額　　￥　276,472,900 円

６．契　　約　　者　　八戸市類家四丁目２番26号
　　株式会社　石上建設
　　代表取締役　岩渕　仁

新大橋撤去工事(その6)一般図

既設橋側面図

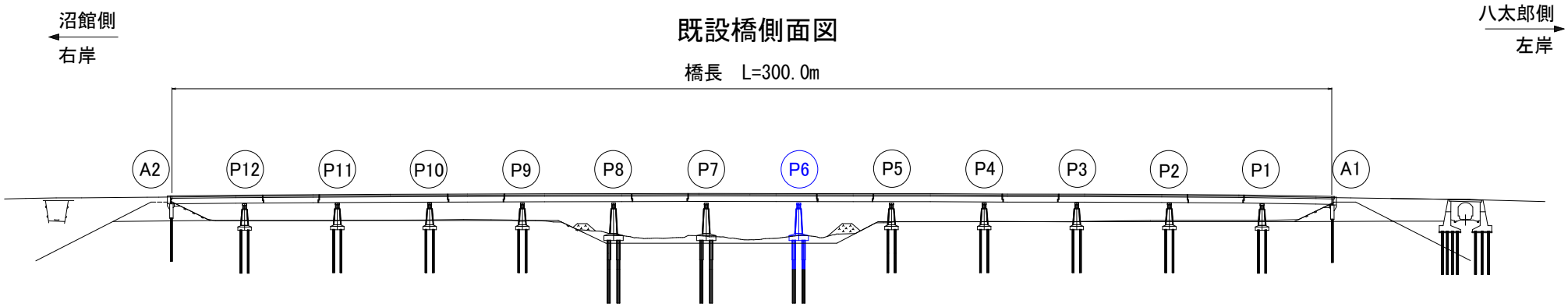

新設橋側面図

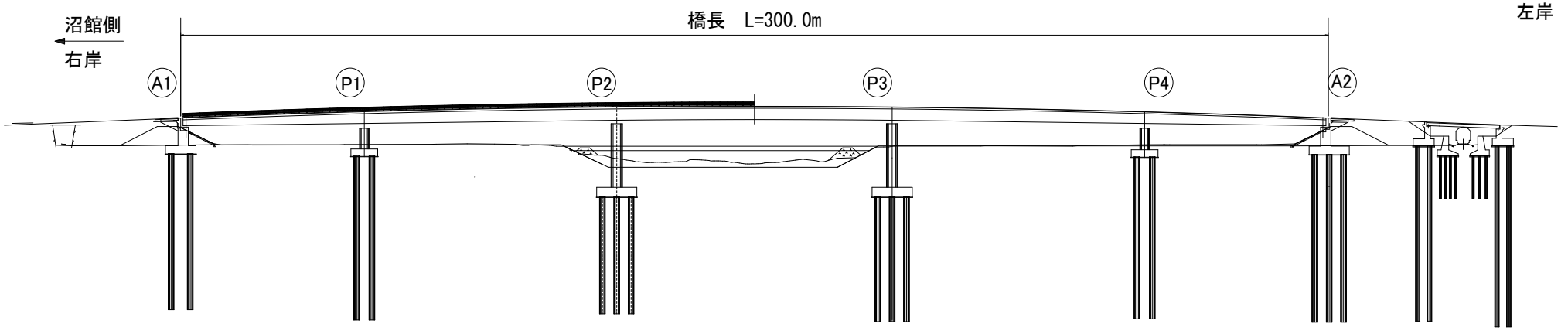

建設協議会資料
令和２年６月10日
建設部道路建設課

新大橋整備工事（その２）請負契約の締結について

１．工　　事　　名　　新大橋整備工事（その２）

２．工　事　場　所　　八戸市大字河原木　地内

３．工　事　概　要　　橋脚撤去工　　N=2基
橋脚設置工　　N=1基
仮設工　　1式

４．工　事　期　間　　契約締結の翌日から令和３年３月31日まで

５．契　　約　　額　　￥ 189,800,600 円

６．契　　約　　者　　八戸市小中野八丁目３番４号
株式会社　高橋工務店
代表取締役　髙橋　勢治
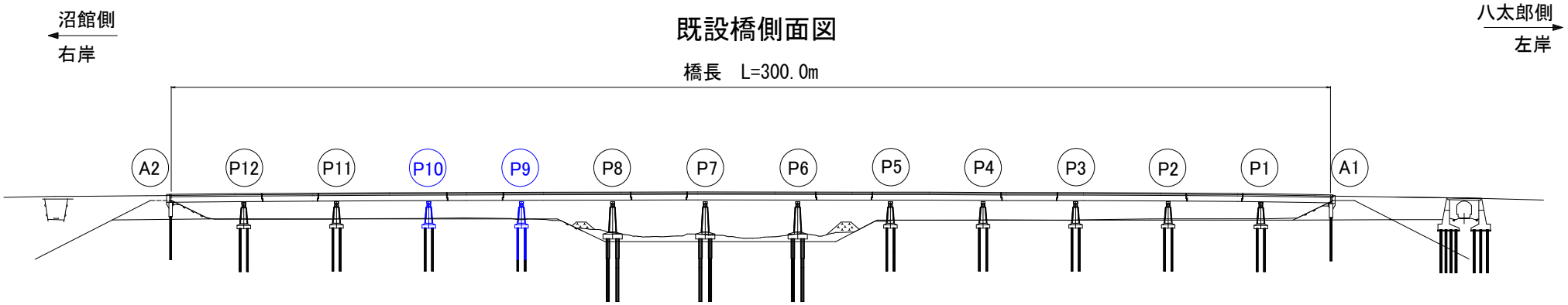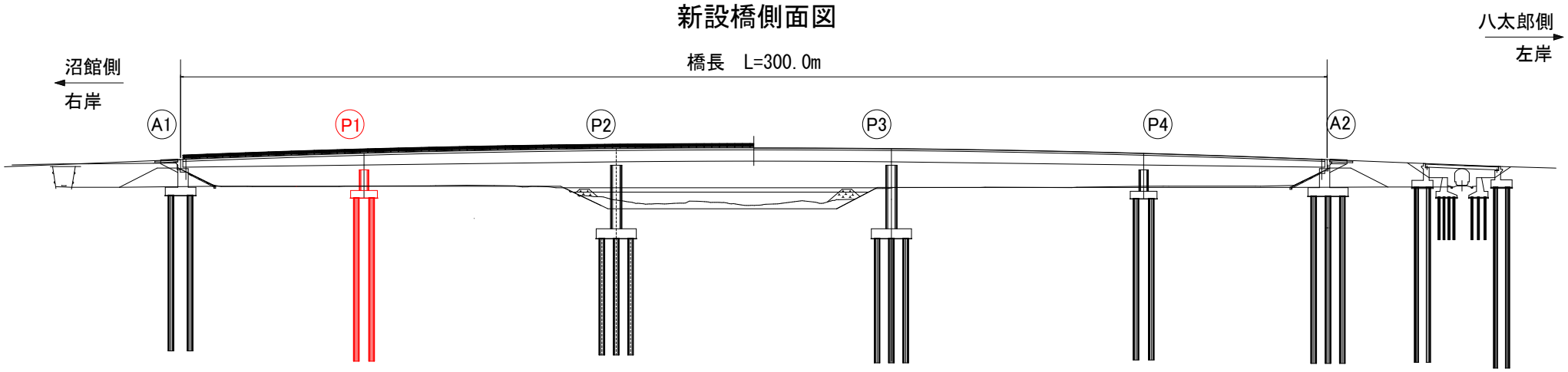
新大橋整備工事(その2)一般図